

第 2 2 号議案

芦屋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、本市の国民健康保険の住所地特例の適用を受ける者であって、兵庫県後期高齢者医療広域連合以外の区域に住所を有するものに係る保険料を徴収するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市後期高齢者医療に関する条例（平成20年芦屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

芦屋市後期高齢者医療に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、本市の国民健康保険の住所地特例の適用を受ける者であって、兵庫県後期高齢者医療広域連合以外の区域に住所を有するものに係る保険料を徴収するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 保険料を徴収すべき被保険者（第3条関係）

芦屋市国民健康保険の住所地特例の適用を受ける者であって、兵庫県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するものを、次に掲げる場合には、兵庫県後期高齢者医療の被保険者とし、本市が保険料を徴収すべき被保険者としてとする。

ア 75歳に到達したとき。

イ 65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令で定める程度の障害の状態にある旨の兵庫県後期高齢者医療広域連合の認定を受けたとき。

(2) その他規定の整理

3 施行期日

平成30年4月1日

高齢者の医療の確保に関する法律抜粋

※ _____部分は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行（平成30年4月1日）による改正後の規定

（被保険者）

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

- (1) 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者
- (2) 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者であつて、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの

（資格取得の時期）

第52条 後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日又は前条各号のいずれにも該当しなくなつた日から、その資格を取得する。

- (1) 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する者（第50条第2号の認定を受けた者を除く。）が75歳に達したとき。
- (2) 75歳以上の者が当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至つたとき。
- (3) 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者が、第50条第2号の認定を受けたとき。

（病院等に入院，入所又は入居中の被保険者の特例）

第55条 次の各号に掲げる入院，入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院，診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者（次条第1項の規定により同項に規定する従前住所地後期高齢者医療

広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者を除く。）であつて、当該病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（当該病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第50条の規定にかかわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

- (1) 病院又は診療所への入院
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第1項の厚生労働省令で定める施設への入所
- (3) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所
- (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4又は第20条の5に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所（同法第11条第1項第1号又は第2号の規定による入所措置が採られた場合に限る。）
- (5) 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設への入居又は同条第25項に規定する介護保険施設への入所

2 特定継続入院等被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第50条の規定にかかわらず、当該各号に定める後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

- (1) 継続して入院等をしている二以上の病院等のそれぞれに入院等をするによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（現入院病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの
当該他の後期高齢者医療広域連合

(2) 継続して入院等をしている二以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をする事(以下この号において「継続入院等」という。)により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更(以下この号において「特定住所変更」という。)を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際他の後期高齢者医療広域連合(現入院病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の後期高齢者医療広域連合

(第3項省略)

(国民健康保険法第116条の2の規定の適用を受ける者の特例)

第55条の2 国民健康保険法第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受ける国民健康保険の被保険者であつて、これらの規定により住所を有するものとみなされた市町村(以下この項において「従前住所地市町村」という。)の加入する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する者(第2号の場合においては、65歳以上75歳未満の者に限る。)が、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、第50条の規定にかかわらず、従前住所地市町村の加入する後期高齢者医療広域連合(第2号及び次項において「従前住所地後期高齢者医療広域連合」という。)が行う後期高齢者医療の被保険者とする。この場合において、当該被保険者は、第52条の規定にかかわらず、当該各号のいずれかに該当するに至つた日から、その資格を取得する。

(1) 75歳に達したとき。

(2) 厚生労働省で定めるところにより、第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にある旨の従前住所地後期高齢者医療広域連合の認定を受けたとき。

2 前条の規定は、前項の規定により従前住所地後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

[高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2第2項の規定による読替え後の第55条第1項及び第2項]

※ _____部分は、読替え後の規定

(病院等に入院，入所又は入居中の被保険者の特例)

第55条 次の各号に掲げる入院，入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより，当該各号に規定する病院，診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者（次条第1項の規定により同項に規定する従前住所地後期高齢者医療広域連合（当該病院等の所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合に限る。以下この条において同じ。））が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者に限る。）は，第50条の規定にかかわらず，当該従前住所地後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし，二以上の病院等に継続して入院等（従前住所地後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となつた後の入院等に限る。以下この項及び次項において同じ。）をしている被保険者であつて，現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については，この限りでない。

- (1) 病院又は診療所への入院
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第1項の厚生労働省令で定める施設への入所
- (3) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所
- (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4又は第20条の5に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所（同法第11条第1項第1号又は第2号の規定による入所措置が採られた場合に限る。）

(5) 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設への入居又は同条第25項に規定する介護保険施設への入所

2 特定継続入院等被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第50条の規定にかかわらず、当該各号に定める後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

(1) 継続して入院等をしている二以上の病院等のそれぞれに入院等をするることによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際従前住所地後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であつたもの 当該従前住所地後期高齢者医療広域連合

(2) 継続して入院等をしている二以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をする事（以下この号において「継続入院等」という。）により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際従前住所地後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であつたもの 当該従前住所地後期高齢者医療広域連合

国民健康保険法抜粋

※ _____部分は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行（平成30年4月1日）による改正後の規定

（病院等に入院，入所又は入居中の被保険者の特例）

第116条の2 次の各号に掲げる入院，入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより，当該各号に規定する病院，診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて，当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは，この法律の適用については，当該他の市町村の区域内に住所を有するものとみなす。ただし，二以上の病院等に継続して入院等をしている被保

険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

- (1) 病院又は診療所への入院
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設への入所（同法第27条第1項第3号又は同法第27条の2の規定による入所措置がとられた場合に限る。）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害者支援施設又は同条第1項の厚生労働省令で定める施設への入所
- (4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4又は第20条の5に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所（同法第11条第1項第1号又は第2号の規定による入所措置がとられた場合に限る。）
- (6) 介護保険法第8条第1項に規定する特定施設への入居又は同条第25項に規定する介護保険施設への入所

2 特定継続入院等被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、この法律の適用については、当該各号に定める市町村の区域内に住所を有するものとみなす。

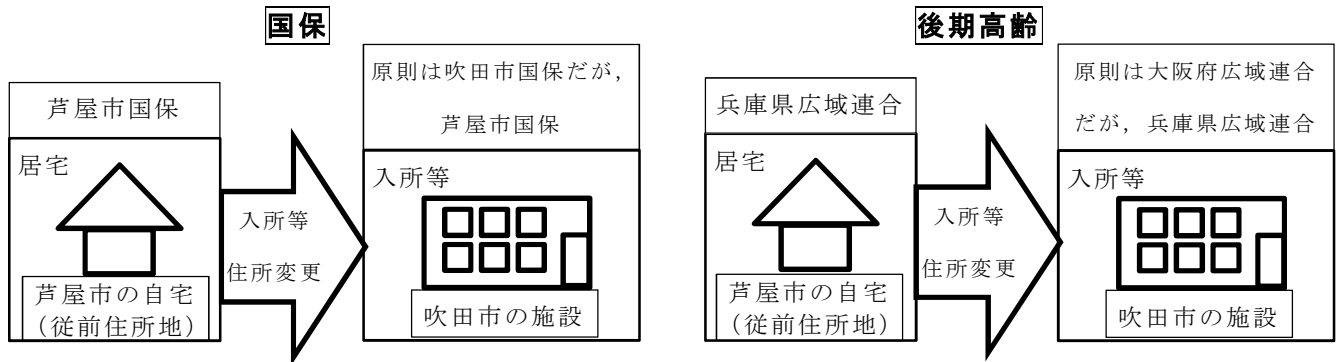
- (1) 継続して入院等をしている二以上の病院等のそれぞれに入院等をするによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際他の市町村（現入院病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村
- (2) 継続して入院等をしている二以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をする事（以下この号において「継続入院等」という。）により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行つたと認

められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際他の市町村（現入院病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村
(第3項省略)

住所地特例制度の見直しについて

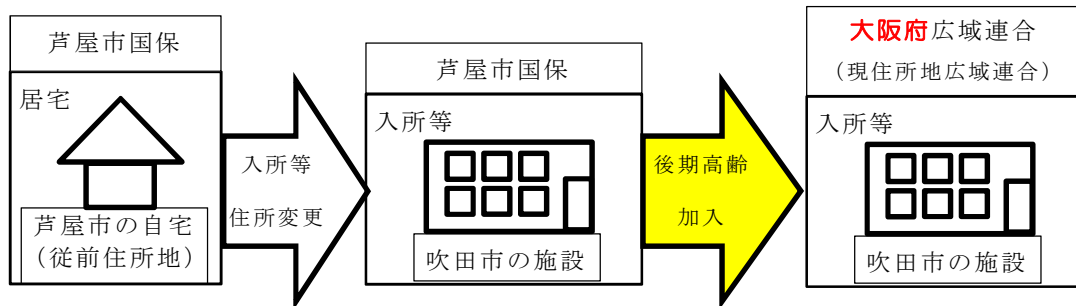
国民健康保険及び後期高齢者医療の適用は住所地で行うことを原則としているが、病院又は施設（以下「施設等」という。）に入院又は入所（以下「入所等」という。）し、住所が施設等に移った者については、従前住所地の市町村又は広域連合が保険者となる特例（住所地特例）を設けている。（図1）

（図1） 制度ごとの住所地特例



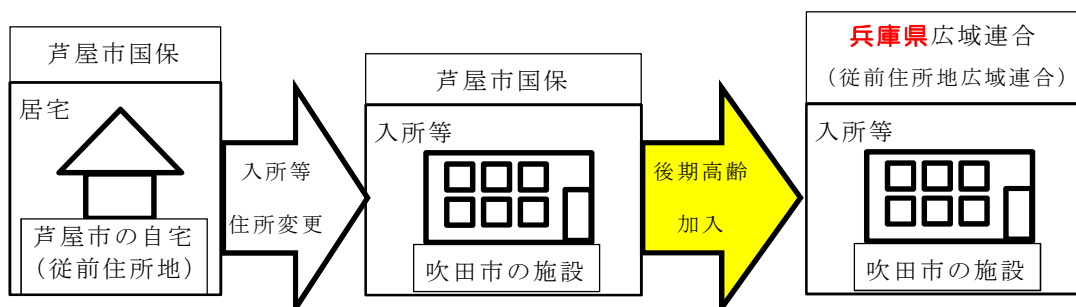
しかし、国民健康保険から後期高齢者医療に加入する場合には、住所地特例は適用されない制度となっている。（図2）

（図2） 国民健康保険から後期高齢者医療に加入する場合（現行）



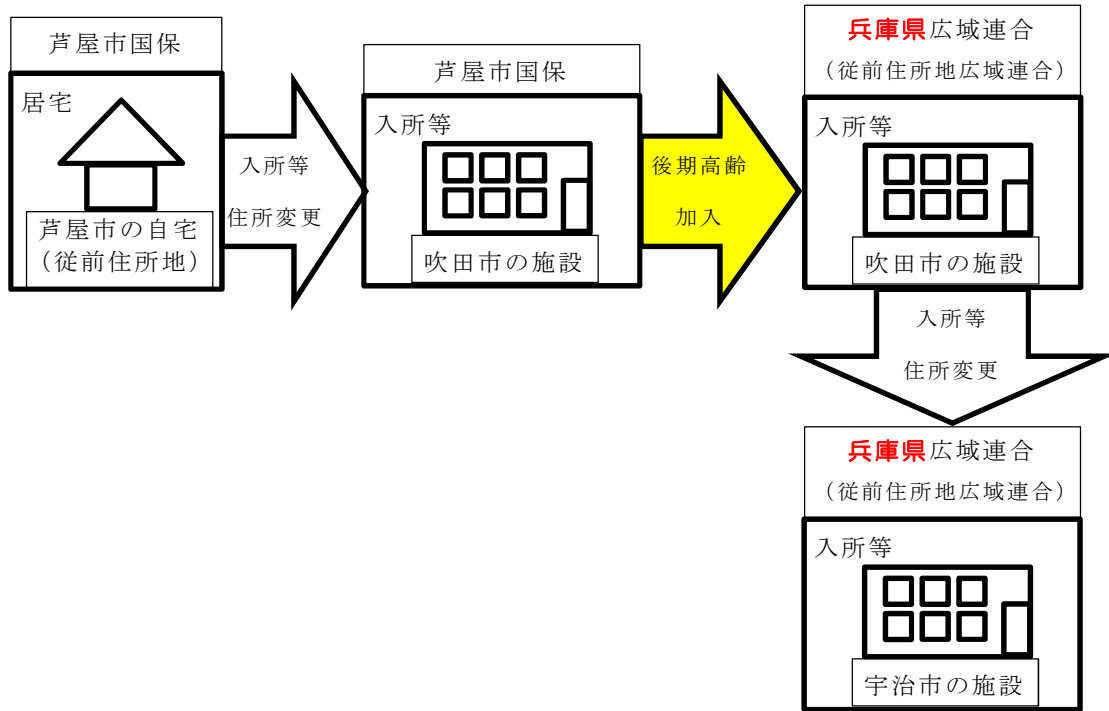
高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、現に国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者も、従前住所地の都道府県の広域連合が保険者となる。（図3）～（図6）

（図3） 国民健康保険から後期高齢者医療に加入する場合
（条例第3条第5号）



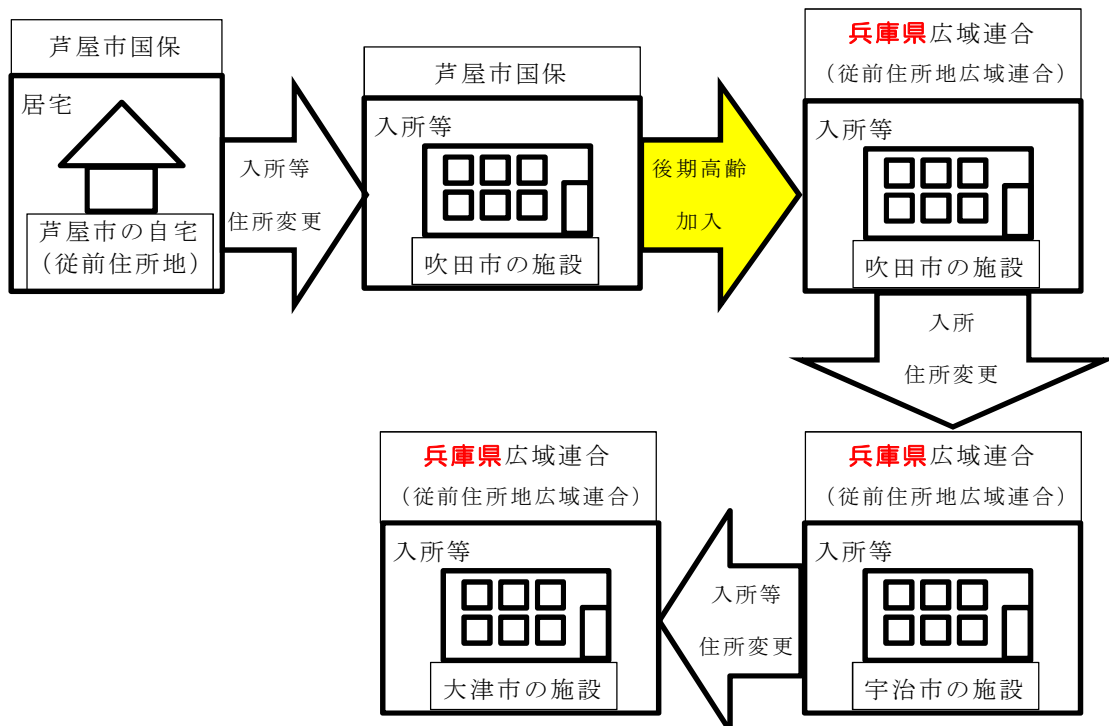
(図4) 国民健康保険から後期高齢者医療に加入した後、他の都道府県の施設等に入所等をし、住所が施設等に移った場合

(条例第3条第2号)



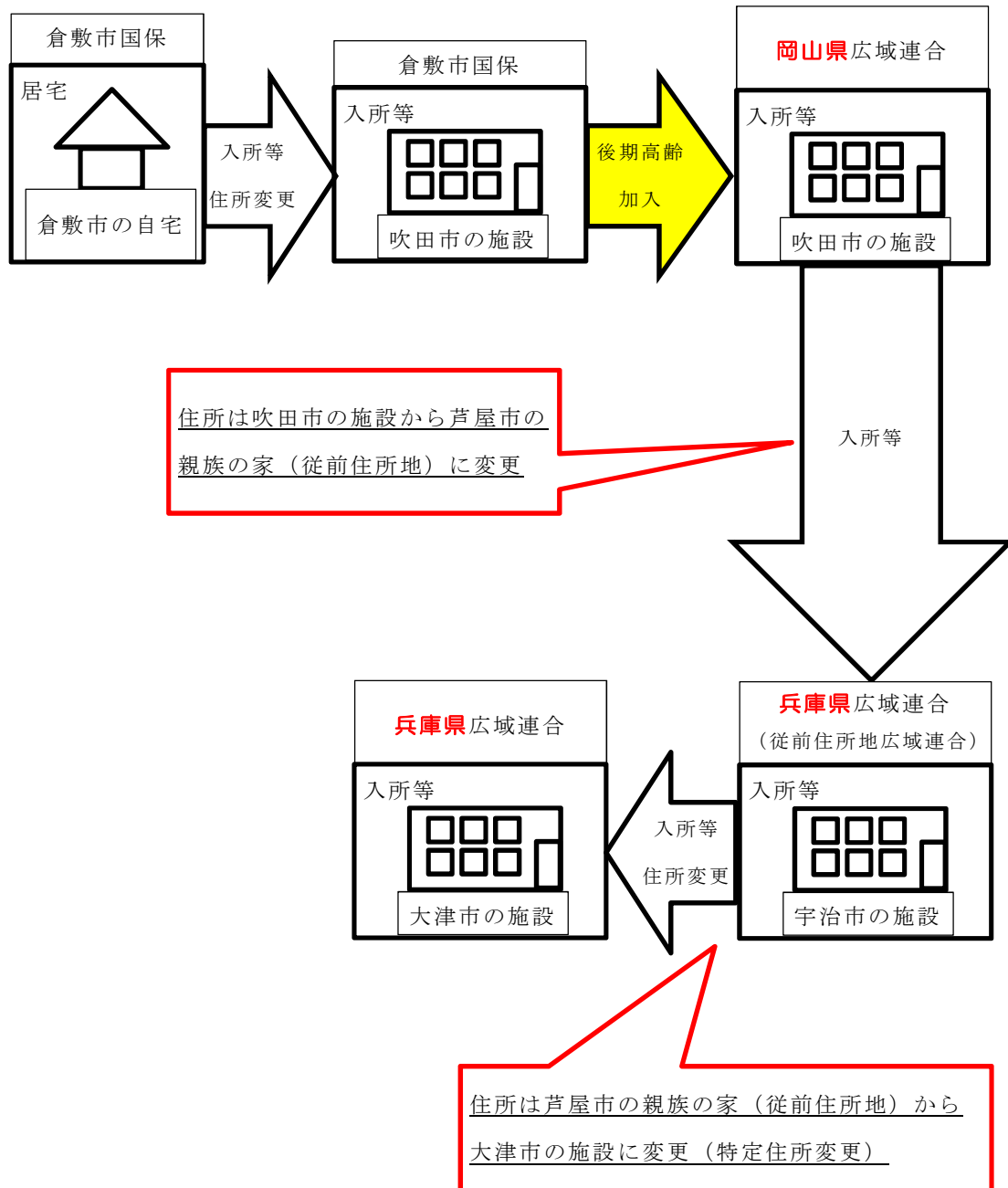
(図5) 国民健康保険から後期高齢者医療に加入した後、2以上の施設等のそれぞれに入所等をし、住所がそれぞれの施設等に移った場合

(条例第3条第3号)



(図6) 国民健康保険から後期高齢者医療に加入した後、2以上の施設等のそれぞれに入所等をしているが、住所が途中で施設等以外(親族の家等)に移った後、新たに入所等をする施設等に住所を移した場合

(条例第3条第4号)



芦屋市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 本市に住所を有する被保険者</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)<u>の</u>規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)<u>の</u>規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)<u>の</u>規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u></p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 本市に住所を有する被保険者</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>同号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者</p>